

医薬第1649号
令和3年3月19日

(一社)岡山県薬剤師会長
(一社)岡山県医薬品登録販売者協会会長
岡山県登録販売者協会会長
岡山県医薬品卸業協会会長
(一社)日本産業・医療ガス協会中国地域本部岡山支部長
中国歯科用品商協同組合岡山県支部長
岡山県医療機器販売業協会会長
岡山県薬業協会会長

殿

岡山県保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の予防接種実施体制における
薬剤師である管理者の兼務許可の取扱いについて

平素から、本県の保健福祉行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の予防接種実施体制においては、体制の構築に多くの医療従事者等の協力が必要とされており、自治体等から薬剤師に対し、新型コロナワクチン接種に関する業務等についての協力依頼が寄せられています。

については、薬剤師である管理者の兼務許可について、下記のとおり取り扱うこととしましたので御了知のうえ、貴会員への周知をよろしくお願いします。

なお、本取扱いについては、今般の全国一斉のワクチン接種に係る臨時的・特例的なものであることに留意願います。

記

次の業務については、兼務許可手続きは不要とする。

ただし、管理者として管理する薬局等の業務に支障がないこと。

- ・自治体から依頼されるワクチン接種に係る相談窓口業務
- ・自治体や医療機関から依頼される集団接種会場等でのワクチン接種補助業務

【関係法令】

- ・医薬品医療機器等法第7条第3項
- ・医薬品医療機器等法第28条第3項
- ・医薬品医療機器等法第35条第3項
- ・医薬品医療機器等法第39条の2第2項
- ・医薬品医療機器等法第40条の6第2項